

国民健康保険傷病手当金について

1 制度概要

市では、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、国保被保険者(被用者)が新型コロナウイルスに感染もしくは感染が疑われる場合に、仕事を欠勤することを余儀なくされ、給与等の全部または一部を受けることが出来なくなった場合に傷病手当金を支給します。

2 支給対象者

以下の全てを満たす留萌市国保の被保険者

- ・ 給与等の支払いを受けている方（賞与除く）
- ・ 新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われ、療養のために労務に服することが出来ず、給与等の全部または一部を受けることができなかった方
- ・ 連続する3日間を含む4日以上仕事に就けなかった方

3 支給対象期間

就労が出来なくなった日から起算して連続して3日間を経過した後、4日目以降の就労が出来なかった期間

4 支給額の計算方法

1日当たりの支給額×支給対象期間の日数

$$\text{1日当たり支給額} = \frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times 2/3 \quad (\text{助成率})$$

※ 1日当たりの支給額 上限30,888円（R4年1月現在）

5 適用期間

令和2年1月1日～

6 申請書類

申請書類の提出が必要となります。

（世帯主記入用申請書、被保険者記入用申請書、事業主記入用申請書、請求書）計4枚
詳しくは、電話や窓口でご相談下さい。

7 問い合わせ先

留萌市役所 市民課 保険給付係

電話 42-1805（直通）